

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、持株会社体制のもと、グループ戦略機能を強化し、スピード経営を推進し、グループ全体最適と各事業最適をバランスさせることを通じてグループ全体としての価値向上を目指しております。

当社グループにおける経営の枠組みは、グループ企業経営における基本的な考え方を体系化した経営哲学及び経営理念並びに行動指針からなる「東洋インキグループ理念体系」と、社会的責任への取組み姿勢を明確にしたCSR憲章及びCSR行動指針からなる「CSR価値体系」で構成されております。

当社グループは、「東洋インキグループ理念体系」と「CSR価値体系」を実践することにより、サイエンスに基づくモノづくりを通して、生活者・生命・地球環境の持続可能性向上に貢献し、経営理念に掲げる「世界にひろがる生活文化創造企業」を目指してまいります。

そのためにはステークホルダーと同じ視点で自身の企業活動を評価し、経済、社会、人、環境においてバランスの取れた経営を遂行することこそが、企業としての有形、無形の価値を形成し、社会的責任を果たすための最重要課題として位置付けております。

この実現のために、

- ・事業執行機能を各事業会社に委譲するとともに、コーポレート・ガバナンスを強化するため、グループ各社に適用される稟議規程及び関係会社管理規程の適切な運用
- ・内部統制システムの整備
- ・株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人など法律上の機能制度の強化による指導・モニタリング機能の向上
- ・迅速かつ正確、広範な情報開示による経営の透明性の向上
- ・コンプライアンス体制の強化・充実
- ・地球規模の環境保全の推進

などを進め、株主や取引先、地域社会、社員などの各ステークホルダーと良好な関係を構築し、コーポレート・ガバナンスを充実させております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(原則1-4)

当社は、政策保有上場株式について、毎年、取締役会において、経済合理性を検証しております。資本コストと比較した保有に伴う便益や取引状況などを個別銘柄毎に検証し、保有が適切ではないと判断した銘柄は、当該企業の状況や市場動向を勘案した上で縮減を進めてまいります。なお、前期は2銘柄の全量売却と5銘柄の一部売却を実施いたしました。

政策保有上場株式の議決権行使については、各議案が発行会社の中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否か、当社を含む株主共同の利益に資するものであるか否か、また当社グループの経営や事業に与える影響等を定性的かつ総合的に勘案したうえで、議案毎に適切に行使いたします。なお、発行会社において企業価値の著しい毀損、重大なコンプライアンス違反の発生等、特別な事情がある場合や、株主としての当社の企業価値を損なうことが懸念される場合は、発行会社との対話等により十分に情報収集したうえで、慎重に賛否を判断いたします。

(原則1-7)

当社は、関連当事者間の取引を含むすべての取引について、社内規程に従い、その取引の重要性や性質に応じて必要な決裁を得たうえで実施しております。そのうえで実施する主要株主等の関連当事者との取引についても、取引条件については第三者との取引と同様とし、適正な取引を確保しております。

(原則2-6)

当社における企業年金の資産運用は、東洋インキ企業年金基金により行われております。

基金の年金制度においては、将来の給付原資を安定的に確保するという資産運用の目的から、長期的に運用収益を確保すべく、運用コンサルタント及び運用機関から意見を聴取した上で、適切に分散した資産配分による運用を行っております。

基金の年金資産運用においては、複数の運用機関へ委託し、個別の投資先選定や議決権行使を各運用機関へ一任することで、企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じないようにしております。また、各運用機関から運用状況の情報入手を定期的に行い、その内容は資産運用委員会にて共有し、運用状況を適切に管理しております。

さらに、基金の理事及び担当者は、運用コンサルタントと連携し適切な運用を図るとともに、運用機関の年金運用セミナーへの出席などを通じてその専門性を高めることに努めております。

(原則3-1)

() 当社の経営理念等につきましては、当社ホームページにて公表しておりますので、ご参照ください。

経営理念: 会社情報 > 東洋インキグループの理念

<https://schd.toyoinkgroup.com/ja/corpinfo/philosophy.html>

経営計画: 株主・投資家情報 > 経営情報 > 経営計画

<https://schd.toyoinkgroup.com/ja/corpinfo/strategy.html>

() コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書 - 1. 「基本的な考え方」に記載のとおりです。コーポレートガバナンスの基本方針につきましては、当社ホームページ 株主・投資家情報 > 経営情報 > コーポレートガバナンス にて公表しておりますので、ご参照ください。

<https://schr.toyoinkgroup.com/ja/ir/management/governance.html>

- () 当社において、役員報酬制度は、コーポレート・ガバナンスにおける重要事項として認識しており、その認識のもと以下の5つの基本ポリシーを設定しております。また、社外取締役を委員長とする指名・報酬に関する諮問委員会において、客観的な視点を取り入れながら運用してまいります。

経済情勢及び経営成績とのバランスを勘案した水準であること
企業価値の増大を図るための優秀な経営者を確保できる水準であること
経営理念の体現及び中長期経営戦略を反映する報酬体系とし、持続的成長を強く動機づけるものであること
業績連動性を反映する仕組みを取り入れ、公開業績の達成を動機づけるものであること
ステークホルダーへの説明責任の観点から公正性と合理性を備えた設計とし、客観性と透明性を高めた適切なプロセスを経て決定されること

上記の役員報酬ポリシーに則り、成果重視、透明性確保の観点から、社外取締役を除く取締役の報酬の構成を基本報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬としております。その報酬額は、社外取締役を含む取締役の基本報酬と業績連動報酬(金銭報酬)の総額については年間5億円を超えない範囲とし、譲渡制限付株式報酬(非金銭報酬)の総額は金銭報酬である5億円の枠内で年間1億円以内とすることについて、2021年3月24日開催の定時株主総会で決議されております。なお、各報酬構成要素の割合(業績連動報酬の目標を100%達成したときの標準額)は、基本報酬65%、業績連動報酬35%、譲渡制限付株式報酬5%となります。

社外取締役の報酬は、業務執行に対する監督機能を担う職責と役割に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみといたします。

また、取締役の個人別の報酬額については、以下の手続きにより決定いたします。

取締役会は、個人別の報酬額(基本報酬の額と業績連動報酬の額)の決定は代表取締役会長、代表取締役社長、人事管掌取締役の合議に委任する。代表取締役社長が指名・報酬に関する諮問委員会(以下「諮問委員会」という)に対して各取締役の報酬の額及び譲渡制限付株式報酬の付与株式数について、当該3名が合議して作成した原案を提示する。

諮問委員会はその評価プロセスおよび評価結果等について確認、審議する。

代表取締役会長、代表取締役社長、人事管掌取締役は諮問委員会の答申を踏まえた合議のうえで個人別の報酬額を決定するものとし、取締役会は業績連動報酬にかかる会社評価を確認するとともに、個人別の譲渡制限付株式報酬の付与株式数を決議する。

- () 当社取締役会は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を通じて株主からの受託者責任を果たすべく、経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補者の指名、及び重要な業務執行の決定を行います。経営全般に関する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、経営戦略などの大きな方向性を示し、重要な経営資源の配分について決定しております。

また取締役候補者を指名する際は、代表取締役会長、代表取締役社長及び人事管掌取締役が下記(a)～(d)を総合的に判断し、代表取締役社長が取締役候補者及び監査役候補者を推薦し、独立社外取締役4名が出席する指名・報酬に関する諮問委員会における審議を経て、監査役候補者については株主総会への選任議案提出に関する監査役会の同意を得たうえで、取締役会での審議と決議により決定いたします。

なお、現在当社は東京証券取引所の定める独立性の判断要素を加味した独立性基準(下記「原則4 - 9」ご参照)を満たす社外取締役及び社外監査役(以下総称して「社外役員」といいます)計6名を、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がない独立社外役員として指定しております。

- (a) 最高経営責任者の指名基準

当社の経営理念に基づき、

短期的な視点と中長期的な視点のバランス感覚に優れ、高度な経営判断を行う能力を有すること、

業務執行取締役の経験を通じて当社グループの事業に精通していること、

法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること、

を総合的に判断し、指名する。

- (b) 経営陣幹部・取締役候補者の指名基準

当社の経営理念に基づき、

当社グループのみならず当社関連業界全体の発展に貢献することが期待できる人物であること、

担当部門の問題を適確に把握し、他の役員と協力して問題を解決する能力があること、

法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること、

を総合的に判断し、指名する。

- (c) 監査役候補者の指名基準

当社の経営理念に基づき、

取締役の職務を監査し、法令または定款違反を未然に防止するとともに、当社グループの健全な経営と社会的信頼の維持向上に努めること、

中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること、

を総合的に判断し、指名する。

- (d) 社外役員候補者の指名基準

当社における独立役員の独立性基準を考慮しつつ、

経営、法務、財務・会計、人事労務、製造業、化学業界等の分野で指導的役割を果たした豊富な知識と経験を有すること、

当社グループが抱える課題の本質を把握し、適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行う能力を有すること、

を総合的に判断し、指名する。

なお、経営陣幹部の解任については、取締役懲戒規程に定める解任基準に照らして諮問委員会へ諮問いたします。

- () 取締役候補者及び監査役候補者の指名理由については、当社ホームページに掲載しております定時株主総会招集通知に記載しておりますので、ご参照ください。

株主・投資家情報 > IR資料室 > 株主総会関係資料

<https://schr.toyoinkgroup.com/ja/ir/archives/mtg.html>

(補充原則4 - 1)

法令、定款により取締役会が決定しなければならない事項に加え、年度事業計画等の重要な業務に関する事項については、取締役会規程に基づき取締役会へ付議し、決定しております。また、取締役会での意思決定に基づいた業務執行上の重要な意思決定は、トップマネジメント会議運営規程に基づきグループ経営執行会議で実施しております。なお、取締役会の経営監督機能を担保するため、グループ経営執行会議で決定した事項については、取締役会で報告することとしております。

取締役会及びグループ経営執行会議付議事項以外の事項に関する業務については、取締役会において決定した管掌区分に基づき業務執行取締役が自ら執行するほか、担当業務の執行を委嘱された執行役員が執行いたしますが、この場合であっても、重要性や性質に応じて代表取締役の決裁を得た上で執行しなければならない事項を稟議規程において定めております。

(原則4 - 9)

独立社外取締役及び独立社外監査役の独立性基準につきましては、当社ホームページ 株主・投資家情報 > 経営情報 > コーポレートガバナンスにて公表しておりますので、ご参照ください。

(補充原則4 - 11)

当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性に関する考え方については、取締役候補者の指名に関する考え方とほぼ一致しており、その基準及び選任の方針・手続きについては、上記「原則3 - 1 ()」に記載のとおりです。今後も必要に応じて社内規程等の見直しを図るとともに、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模をより意識した体制を講じてまいります。

(補充原則4 - 11)

取締役及び監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合の兼任状況については、当社ホームページに掲載しております定時株主総会招集通知および有価証券報告書に記載しておりますので、ご参照ください。

株主・投資家情報 > IR資料室 > 株主総会関係資料

<https://schd.toyoinkgroup.com/ja/ir/archives/mtg.html>

株主・投資家情報 > IR資料室 > 有価証券報告書(四半期報告書)

<https://schd.toyoinkgroup.com/ja/ir/archives/scr.html>

(補充原則4 - 11)

当社は、社外役員を含む全取締役・監査役を対象に、2020年度における取締役会の構成、機能、運営方法、議題等に関する取締役会の実効性評価をアンケート形式にて実施いたしました。その結果、社外取締役や監査役からの適切な質問・問題提議等、常に自由闊達な議論がされ、それぞれの専門家の立場からの意見や指摘があり、取締役会が健全に運営されていることを確認いたしました。

他方、社内取締役と社外取締役の間の会社情報・事業に関する情報の非対称性を埋めるための工夫や改善を期待するという意見があり、当社取締役会は、以上の評価結果を踏まえ、サステナブルグロース実現のため、今後も取締役会の実効性の向上に努めてまいります。

(補充原則4 - 14)

当社は、取締役・監査役に対して、それぞれの役割や責務を果たす上で必要になるトレーニングの機会を継続して提供いたします。新任取締役に対する外部研修のほか、経営者や監査役としての素養、会社法やコーポレートガバナンス等に関する知識、法令の順守及び経営に関する有用な情報等を取得する機会を提供し、その費用を支援いたします。また、社外役員に対しては、これらに加え、当社グループの経営戦略や事業の内容・状況等の理解を深めるため、就任時に説明を行うとともに、その後も適宜、事業所見学、担当役員からの説明等を行います。

(原則5 - 1)

当社では株主・投資家を重要なステークホルダーと考えており、行動指針の一つとして「株主様満足度の向上」(SHS: ShareHolder Satisfaction)を掲げ、株主権の尊重と株主価値の向上に取り組んでおります。その中でも株主や投資家との建設的な対話は重要なファクターと位置付けております。財務・総務・IR担当の取締役を指定し、関係各部門の有機な連携により情報共有を確実にし、株主にはグループ総務部、投資家にはグループ広報室が窓口となって対話の促進を図っており、対話を通じて把握した意見のうち重要性が高いと判断したものについては担当取締役に適宜報告しております。

インサイダー情報の管理については、インサイダー取引防止管理規程、情報保護管理規程などを定めているほか、ビジネス行動基準に具体的な行動指針として定め、ガイドブックを全グループ社員に配布するとともに、定期的な教育を行うことで周知徹底を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
凸版印刷株式会社	13,646,988	22.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,172,700	5.23
サカイク株式会社	2,335,200	3.85
東洋インキSCホールディングス株式会社	2,195,524	3.62
日本カストディ銀行株式会社(信託口)	2,099,500	3.46
株式会社日本触媒	1,661,230	2.74
東洋インキグループ社員持株会	1,488,844	2.46
全国共済農業協同組合連合会	1,296,000	2.14
東洋インキ取引先持株会	994,400	1.64
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS - UNITED KINGDOM	875,500	1.44

支配株主(親会社を除く)の有無

凸版印刷株式会社

親会社の有無

なし

補足説明

2021年3月16日に凸版印刷株式会社が関東財務局へ提出した大量保有報告書(変更報告書)により、同年3月9日付で当社が保有する当社株式の持株比率は18.19%(うち間接所有0.02%)に減少していることを確認しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

凸版印刷株式会社は、2020年12月31日時点において当社議決権の24.73%(うち間接所有1.31%)を所有しており、当社は同社の持分法適用関連会社として位置付けられています。なお、業界に精通した経営の専門家として当社グループを取り巻く事業環境を見据えたうえで、客観的な視点から当社の経営全般に対して助言、指導いただく目的から、本報告書提出日現在、凸版印刷株式会社の代表取締役会長が当社の取締役に就任しております。

当社における経営上の意思決定は当社が独自に行っており、一定の独立性が確保されていると認識しております。また、当社グループと凸版印刷株式会社及びそのグループ企業との取引に際しては、他の資本関係のない会社と取引を行う場合と同様、契約内容や市場価格等を総合的に勘案して取引条件を決定しております。このような経営体制及び取引方針等により、少数株主保護の体制が確保されていると判断しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	22名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
甘利公人	学者													
木村恵子	弁護士													
金子眞吾	他の会社の出身者													
小野寺千世	学者													
横井裕	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
甘利公人		上智大学 名誉教授 柏木・天野法律事務所 弁護士	当社との間に取引関係がなく独立した立場にあり、弁護士資格を有する法学者としての高い識見を有しており、また、過去における当社社外監査役としての経験も踏まえ、公正な立場で経営監視機能を果たしていただくことを期待しております。 なお、甘利公人氏は有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号に定める事由に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。

木村恵子	安西法律事務所 弁護士	当社との間に取引関係がなく独立した立場にあり、弁護士資格を有し、特に労働法・人事労務関連の高度な専門知識と幅広い知見を有しており、公正な立場で経営監視機能を果たしていただくことを期待しております。 なお、木村恵子氏は有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号に定める事由に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。
金子眞吾	凸版印刷株式会社 代表取締役会長 当社グループは、同社グループとの間で定常的な取引を行っております。 なお、凸版印刷株式会社は2021年3月9日時点において当社の株式を18.17%保有しております。	業界に精通した経営の専門家であり、当社グループを取り巻く事業環境を見据えたくうえで、客観的な視点から当社の経営全般に対して助言、指導いただくこと、及びその助言や指導が取締役会における議論の活性化につながることを期待しております。
小野寺千世	日本大学 法学部教授	当社との間に取引関係がなく独立した立場にあり、法学者としての高い識見を有しており、また、過去における当社社外監査役としての経験も踏まえ、公正な立場で経営監督機能を果たしていただくことを期待しております。 なお、小野寺千世氏は有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号に定める事由に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。
横井裕		当社との間に取引関係がなく独立した立場にあり、外務公務員として培われた国際感覚と世界情勢に関する幅広い識見に基づいた経営への助言や業務執行に関する適切な監督を客観的かつ中立的な視点で遂行していただくことを期待しております。 なお、横井裕氏は有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号に定める事由に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬に関する諮問委員会	6	0	2	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬に関する諮問委員会	6	0	2	4	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、取締役の指名・報酬の決定プロセス及びその内容について透明性・客観性の一層の向上を図ることを目的として、2017年2月9日開催の取締役会で取締役の指名・報酬に関する諮問委員会の設置を決議いたしました。2021年3月24日開催の第183回定時株主総会に先立って同諮問委員会を開催し、取締役候補者及びその報酬について審議いたしました。なお、同諮問委員会には、当社が定める社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準を満たす社外取締役(独立社外取締役)4名が出席いたします。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人として有限責任監査法人トーマツと契約し、当該会計監査人が当社の会計監査業務を行っております。
 常勤監査役は、代表取締役・取締役・執行役員・部門長等と定期的に意見交換を行うほか、国内及び海外の重要な子会社・事務所の現地調査とウェブ会議システムを用いたヒアリングを必要に応じて行っております。加えて、独立社外取締役との間で意見交換会を開催し、両者の連携を深めております。
 三様監査の連携強化のために常勤監査役・会計監査人・グループ監査室長の間で情報交換及び意見交換を行い、また会計監査人の監査結果報告会を四半期毎に開催しております。更に常勤監査役とグループ監査室との情報交換会を毎月開催し、監査の実施状況について相互に報告を受けるとともに監査の協働を行っております。
 なお、監査役会の職務を補助する使用人として兼任の監査役スタッフを1名配置しております。
 グループ監査室は、グループ各社における業務が法令及び定款に適合し、かつ適切であるかについての監査を行い、監査結果を代表取締役ならびに内部統制担当取締役へ報告するとともに監査役会にも報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
垣谷英孝	他の会社の出身者													
池上重輔	学者													
松本実	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
垣谷英孝		垣谷英孝氏は、2018年6月28日まで凸版印刷株式会社の業務執行者でありました。 当社グループは、同社グループとの間で定常的な取引を行っております。 なお、凸版印刷株式会社は2021年12月31日時点において当社の株式を18.17%保有しております。	企業経営の分野をはじめとする幅広い識見を有しており、客観的な視点から当社の経営全般に対して監査を実施いただくことを期待しております。 また、垣谷英孝氏は凸版印刷株式会社において長年にわたり財務経理業務に従事し、同社の財務本部長を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
池上重輔		早稲田大学 大学院経営管理研究科教授	当社との間に取引関係がなく独立した立場にあり、企業戦略やマーケティングに関する研究者としての高度な専門知識を有しており、客観的かつ中立的な視点から当社の経営監視機能を果たしていただくことを期待しております。 なお、池上重輔氏は有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号に定める事由に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。

松本実	<p>松本実公認会計士事務所 所長 フォスター電機株式会社 社外取締役 株式会社ジャステック 社外取締役(監査等委員)</p> <p>松本実氏は当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに過去所属しておりました。しかしながら同氏は2012年9月に同監査法人を退所しております。</p>	<p>当社との間に取引関係がなく独立した立場にあり、公認会計士として会計監査の豊富な経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、公正な立場で経営監視機能を果たしていただくことを期待しております。</p> <p>なお、松本実氏は有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号に定める事由に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。</p>
-----	--	--

【独立役員関係】

独立役員の数	6名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
該当項目に関する補足説明	

社外取締役を除く取締役を対象として、短期インセンティブとしての業績連動報酬に加え、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、健全な企業家精神の発揮により当社の中長期的な業績向上及び企業価値増大に対する意欲や貢献をより一層高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております(2021年3月24日開催の定時株主総会にて決議)。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。2020年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)における取締役の年間報酬額は369百万円(うち社外取締役38百万円)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

当社において、役員報酬制度は、コーポレート・ガバナンスにおける重要事項として認識しており、その認識のもと以下の5つの基本ポリシーを設定しております。また、社外取締役を委員長とする指名・報酬に関する諮問委員会において、客観的な視点を取り入れながら運用してまいります。

- 経済情勢及び経営成績とのバランスを勘案した水準であること
- 企業価値の増大を図るための優秀な経営者を確保できる水準であること
- 経営理念の体現及び中長期経営戦略を反映する報酬体系とし、持続的成長を強く動機づけるものであること
- 業績連動性を反映する仕組みを取り入れ、公開業績の達成を動機づけるものであること
- ステークホルダーへの説明責任の観点から公正性と合理性を備えた設計とし、客観性と透明性を高めた適切なプロセスを経て決定されること

上記の役員報酬ポリシーに則り、成果重視、透明性確保の観点から、社外取締役を除く取締役の報酬の構成を基本報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬としております。その報酬額は、社外取締役を含む取締役の基本報酬と業績連動報酬(金銭報酬)の総額については年間5億円を超えない範囲とし、譲渡制限付株式報酬(非金銭報酬)の総額は金銭報酬である5億円の枠外で年間1億円以内とすることについて、2021年3月24日開催の定時株主総会で決議されております。

【基本報酬】
 基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、役位に基づき支給いたします。

【業績連動報酬】

連結業績に対する評価を反映させることにより、「短期インセンティブ報酬」として設定し、月例で支給いたします。算定方法は下記のとおりです。

役員別業績連動報酬基準額 × 連結業績評価に基づく支給率%

連結業績評価に基づく支給率の算定方法は下記のとおりです。なお、予算とは期初の公表値を指すものとします。

・連結業績評価の指標は、連結売上高及び連結営業利益それぞれの予算比・前年比とします。

・連結売上高予算比:連結売上高前年比:連結営業利益予算比:連結営業利益前年比 = 24%:16%:36%:24%の割合で加重平均を行い、その結果に基づき支給率を決定します。

【譲渡制限付株式報酬】

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、健全な企業家精神の発揮により当社の中長期的な業績向上及び企業価値増大に対する意欲や貢献をより一層高めるための「長期インセンティブ報酬」として譲渡制限付株式報酬を設定し、毎年一定時期に譲渡制限付株式を支給します。対象は社外取締役を除く取締役とします。算定方法は下記のとおりです。

役員別譲渡制限付株式報酬基準額 × 連結業績評価に基づく支給率%

連結業績評価に基づく支給率の算定方法は下記のとおりです。なお、予算とは期初の公表値を指すものとします。

・連結業績評価の指標は、連結売上高及び連結営業利益それぞれの予算比・前年比とします。

・連結売上高予算比:連結売上高前年比:連結営業利益予算比:連結営業利益前年比 = 24%:16%:36%:24%の割合で加重平均を行い、その結果に基づき支給率を決定します。

なお、各報酬構成要素の割合(業績連動報酬の目標を100%達成したときの標準額)は、基本報酬65%、業績連動報酬35%、譲渡制限付株式報酬5%となります。

社外取締役の報酬は、業務執行に対する監督機能を担う職責と役割に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみといたします。

監査役の報酬につきましても、取締役の職務執行に対する監督機能を担う職責と役割に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみといたします。2006年6月29日開催の定時株主総会にて決議された報酬限度額である年額1億円の範囲内で、監査役の協議によって決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役ともに取締役会を含む経営会議の重要事項については、これらの会議への出席有無にかかわらず重要書類等の閲覧を通じて、当社業務執行の状況を適時に把握できる体制をとっております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
佐久間 國雄	相談役	東洋インキ専門学校 校長(人材育成に関する助言) 外部団体の役職を務めること	勤務形態 常勤 報酬の有無 有	2020/03/26	1年(更新有)

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

相談役の佐久間國雄氏は、社内研修機関である東洋インキ専門学校の校長として当社グループの人材育成に関する助言を述べるほか、相談役の肩書で外部団体の役職を務めます。当社取締役会、経営会議その他の会議体には出席することなく、当社の業務執行・意思決定には関与しません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役制度を採用しており、本報告書提出日現在、社外取締役5名を含む取締役10名で取締役会が構成され、社外監査役3名を含む監査役5名で監査役会が構成されております。なお、社外取締役・社外監査役ともに、取締役会等の重要な会議への出席(発言含む)や重要書類等の閲覧による経営情報の把握を通じて、社外の視点による客観的な立場での経営監視機能を果たしております。また、取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期は1年としております。

当社は経営監督機能と業務執行機能の役割分担を明確にするため、執行役員制度(任期1年)を採用し、意思決定の迅速化と業務執行に対する監督機能を強化しております。

(取締役会)

取締役会は、当社及びグループ全体の経営上の重要な意思決定機関として毎月開催され、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督しております。本報告書提出日現在、社外取締役5名を含む取締役10名で取締役会が構成されております。

(監査役会)

本報告書提出日現在、監査役会は社外監査役3名を含む監査役5名で構成されております。当社は常勤監査役が代表取締役・取締役・執行役員・部門長等と定期的に意見交換を行うほか、国内及び海外の重要な子会社・事務所の実地調査とウェブ会議システムを用いたヒアリングを必要に応じて行っております。

(グループ経営執行会議)

グループ経営執行会議は、取締役会に準じる協議・決定機関として、業務執行上の重要な意思決定を行う機関であります。この会議には監査役が常時出席し、取締役の職務執行を十分に監視できる体制となっております。また、グループ経営執行会議では主に当社グループの事業戦略及び事業上の執行課題・業績の討議を行うことから、中核事業会社であるトーヨーカラー株式会社、トーヨーケム株式会社、東洋インキ株式会社の代表取締役が常時出席いたします。

(指名・報酬に関する諮問委員会)

当社は、取締役の指名・報酬の決定プロセス及びその内容について透明性・客観性の一層の向上を図ることを目的として、2017年2月9日開催の取締役会で取締役の指名・報酬に関する諮問委員会の設置を決議いたしました。本報告書提出日現在、同委員会は、社外取締役を委員長として、社内取締役2名及び当社が定める社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準を満たす社外取締役4名で構成しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営全般の意思決定に関する適法性・適正性のほか、業務執行に関する監督機能の実効性を確保するのに最適であると判断し、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

当社は、持株会社体制のもと、グループ全体の経営監督機能と業務執行機能の一層の明確化を図り、コーポレート・ガバナンスの実効性の向上に努めてまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が議案の内容を十分吟味できる妥当な期間として、総会日から21日前後に招集通知を発送できるようスケジュール調整しております。 2021年は総会日から22日前の3月2日(火)に発送しました。なお、招集通知の発送に先立って、総会日から27日前の2月25日(木)に当社ホームページへ早期掲載いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	2021年は3月24日(水)に開催いたしました。これは2020年12月決算にかかる定時株主総会の第1集中日の6日前に当たります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使のため、議決権行使ウェブサイトを開設しております。加えて、スマートフォンを活用した議決権行使サービス「スマート行使」を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家や海外投資家の議決権行使を促進するため、議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	海外投資家の議決権行使を促進するため、株主総会招集通知の参考書類を英文にて提供しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページにおいて、「情報開示に関する方針(ディスクロージャーポリシー)」として掲載しております。 https://schd.toyoinkgroup.com/ja/ir/notice.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、株主総会招集通知などをホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	グループ広報室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	東洋インキグループ理念体系における行動指針やCSR価値体系におけるCSR憲章及びCSR行動指針等に規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR統括委員会を設置するほか、CSR報告書を年1回発行しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示制度を順守して情報開示を行うほか、これらに該当しない情報についても、当社について株主や投資家の皆様にご理解いただく上で有用な情報につきましては、できるだけ積極的かつ公平に情報開示する方針(ディスクロージャーポリシー)を取締役会にて決議し、当社ホームページ上で同方針を掲載しております。 https://schd.toyoinkgroup.com/ja/ir/notice.html

その他

【女性の活躍に向けた取り組みについて】

当社は女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、女性の積極的採用と職域の拡大、職場や働き方における価値観を変革し、誰もが働きがいをもち、生き活きと働ける職場づくりを目指しています。採用、継続就業、労働時間、多様なキャリアコースの4項目に関する実績が評価され、「えるばし」認定を受けています。

[行動計画のポイントと取り組み内容]

(1) 女性の積極的な採用の推進

- ・女性の採用比率3割以上を目標に掲げ、東洋インキグループにおいて活躍できる人材を積極的に採用します。2021年4月の新卒新入社員女性比率は32.2%です。
- ・退職された社員の方に再び活躍していただく、「ジョブリターン制度」を積極活用します。2013年度の制度開始以降、これまで4名(うち女性2名)が本制度を利用し、社員として復職しています。
- ・職場環境(製造所のインフラなど)の見直し・整備を行い、性別を問わず多様な社員が活躍できる職場の拡大に取り組みます。
- ・職階や職種に応じた女性社員の交流機会の提供、ネットワークづくり支援を行います。
- ・女性社員のキャリア形成支援のため、育休前後の社員と上司に対する研修を行います。
- ・女性活躍推進のトップメッセージを社内に発信します。

(2) 年次有給休暇取得率を60%以上とする。

- ・全社員が働きがいをもち、生き活きと働ける就労環境の整備のため、年次有給休暇取得率60%以上を目標とし、有給取得促進を行います。

現在取組中の行動計画の計画期間は2021年1月1日～2022年12月31日です。今後も女性活躍に関する課題抽出と施策の実行を積極的に進めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

< 内部統制システムの基本方針の概要 >

(1) 業務執行に関する体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営哲学、経営理念及び行動指針からなる「東洋インキグループ理念体系」を制定するとともに、東洋インキグループ理念体系に基づき当社グループの役職員に求められる基本的な考え方や行動の在り方を示す「東洋インキグループビジネス行動基準」を定め、これを全役職員に周知し、当社グループの企業倫理・コンプライアンス遵守の意識の浸透に努める。

当社は、法令及び定款に従い当社及びグループ会社全体に影響を及ぼす重要事項について、当社取締役会において決定する。また、取締役会を通じて取締役の職務執行の適法性を確保し、法令及び定款に従い意思決定を行う。代表取締役は、取締役会の決議に基づき、会社を代表して職務の執行を行う。

監査役は、監査役監査基準に基づき監査を行い、取締役の職務執行についての適法性・妥当性監査を実施する。取締役は、監査役からの求めに応じ、職務の執行状況を監査役に報告する。

当社は、よき企業市民として、東洋インキグループ理念体系を頂点とした社会的責任への取組み姿勢を明確にしたCSR憲章及びCSR行動指針からなる「価値体系」のもと、このCSR経営の推進母体であるCSR統括委員会の専門部会であるコンプライアンス部会を中心に、コンプライアンス経営を確保する取り組みを行う。

また、コンプライアンスオフィス(社内外通報窓口)を通じて、法令及び東洋インキグループビジネス行動基準に反する行為等を早期に発見・是正する体制を充実する。

内部監査部門であるグループ監査室は、会社における業務が適法かつ適切であるかについての監査を行い、監査結果を代表取締役並びに内部統制担当取締役に報告するとともに、監査役会にも報告し、監査役会との連携をはかる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令、定款、取締役会規程及び情報セキュリティ管理規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。

また、取締役及び監査役は、これらの情報を必要とき閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、CSR担当役員が管掌するCSR統括委員会のもとに専門部会であるリスクマネジメント(RM)部会、コンプライアンス部会及び環境安全部会を設置している。東洋インキグループビジネス行動基準に準拠したリスクマネジメント規程に則り、RM担当役員が管掌する体制により、企業全体にかかる全社的なリスク及び事業リスクを特定し、健全な企業継続及び社会的信頼の形成のためのリスク対策を講じるリスクマネジメント体制を推進していく。

リスクマネジメントに対する啓蒙手段として、会社及び部門毎にリスク課題を年度計画に取り入れ、評価基準のひとつに組入れる管理手法を実施し、あわせて、RM部会の活動体及び当社の担当部門における全社的なリスク対策の立案・対応により、リスクを未然に防止する平常時の活動に注力する。

緊急時対応としては、リスク発生を認知した各拠点から代表取締役へ直ちに報告する緊急連絡体制を整備し、顕在化したリスクが経営に重大な影響を及ぼす場合には、緊急対策本部の設置等により、緊急事態に速やかに対応できる事業継続体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月一回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営の意思決定の迅速化と、効率的な事業の運営を行う。

また、グループの経営課題及び事業戦略についての討議・決定機関として、取締役及び執行役員により構成する会議を毎月定期的で開催し、グループ経営課題と戦略の共有化を図り、経営・事業目標の効率的な達成に努める。

なお、これらの会議には監査役が出席し、監査上必要な意見を述べることにより、取締役の職務執行に対する監督機能を強化する。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、東洋インキグループ理念体系をグループとして共有し、グループ内の経営資源を最大限に活用し、グループ全体の企業価値の最大化を図る。

適正なグループ経営を推進するため関係会社管理規程を定め、グループ各社の自主性を尊重しつつ、重要事項の執行については同規程に従いグループ各社から当社へ報告させることとし、当社も関与のもとグループ経営の適正な運営を確保する。

上記(1)3.のリスクマネジメント体制及び緊急時対応はグループ会社にも適用させるほか、グループ各社の取締役の中から選任された者を対象とした法務部会を当社において定期的で開催し、グループ経営に関する法務リスクを共有しグループ運営の適正化に努めていく。また、グループ各社は、取締役等により構成する会議を定期的で開催し、経営・事業目標の効率的な達成に努めていくほか、当社に定期的に報告させる。

グループ監査室は、グループ各社における業務が法令及び定款に適合し、かつ適切であるかについての監査を行い、監査結果を代表取締役ならびに内部統制担当取締役に報告するとともに監査役会にも報告する。一方、常勤監査役は、グループ各社の監査役と定期的にグループ監査役会を開催し監査の充実・強化を図る。

なお、財務報告の信頼性を確保する体制としては、代表取締役直轄の組織体制のもと、会計監査人と適宜協議しながら、企業会計審議会の公表した財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準並びに実施基準に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、有効な内部統制システムの整備、運用を確保する。加えて、グループ各社からの情報を収集、共有する仕組みを整備するほか、売上基準等によって重要な事業拠点とされなかった拠点についても、当該拠点に固有なリスク等を勘案し、適正な業務の啓蒙や内部監査を適宜実施する。

(2) 監査に関する体制

1. 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役会が、職務を補助すべき使用人を求めた場合は、監査役会と協議のうえ、監査業務を補助する使用人を配置する。また、監査役会と内部監査部門であるグループ監査室との連携により監査実務を遂行する体制を強化するため、監査役会・グループ監査室との間に情報連絡会を設置し、内部監査機能の充実を図ることで監査役会の監査機能を強化する。

2. 監査役会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、上記(2)1.の監査業務を補助する使用人を配置した場合における当該使用人の任命・異動については、監査役会の同意を得て実施し、当該使用人に対する指揮命令・評価は監査役が行う。

3. 取締役、使用人が監査役会に報告するための体制及び当社の子会社の取締役、監査役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制並びに報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び執行役員は、取締役会等の重要な会議における監査役の出席を通じて、担当業務の執行の状況報告を行う。

当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人は、リスクマネジメント規程等に従い、以下の事実を速やかに監査役会に報告する。

・コンプライアンスに関する重要な事実

・会社に著しい損害を与え、または著しい損害を与えるおそれのある事実

・その他、監査役会と協議のうえ報告事項として定めた事項

なお、報告した者に対しては、コンプライアンスオフィス運用規程に準じて保護と秘密保持に最大限の配慮を行う。

監査役は、当社及び当社子会社の取締役に対し、上記の事実を監査役会に対して報告することを求めるほか、監査に必要な各種重要会議に出席し、また稟議書等の事業運営に重要な影響を及ぼす情報の閲覧を行うこととする。

また、取締役、執行役員及び使用人は、監査役会の求めに応じ、会社の業務及び財産の状況について報告する。

さらに、監査役会は、いつでも取締役、執行役員及び使用人に対して、直接事業に関する報告を求めることができる体制をとるものとする。

4. 監査役職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の職務遂行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理する。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合においては、監査役は担当役員に事前に通知するものとする。

5. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会と代表取締役及び取締役が、経営課題、その他事業運営上の重要課題について定期的に意見交換を行い、また監査役監査基準に従い、監査役が実効的な監査ができる体制の環境整備に努める。

また、監査役会は、内部監査部門であるグループ監査室が行う計画的内部監査の報告を受けるとともに、外部監査人との定期的な意見交換を行い、監査役の監査が、効率的かつ効果的に行われることを確保する。

(3) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、東洋インキグループビジネス行動基準及び反社会的勢力対応規程の中で、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、不当、不法な要求には一切応じない旨を定めており、取引関係も含めた一切の関係を持たないものとする。また、外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、東洋インキグループビジネス行動基準及び反社会的勢力対応規程の中で、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、不当、不法な要求には一切応じない旨を定めており、取引関係も含めた一切の関係を持たないこととしていること、及び外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行っていることを、当社の内部統制システムの基本方針で明確に定めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、2008年6月27日開催の第170回定時株主総会の決議により買収防衛策を導入し、以後3年毎に定時株主総会の決議をもって買収防衛策を更新してまいりました。しかしながら、2020年2月17日開催の取締役会において、有効期間が満了する2020年3月26日開催の第182回定時株主総会終結の時をもって買収防衛策を更新せず廃止することを決議したため、本報告書提出日現在は買収防衛策を導入していません。

当社は、当社株式の大規模買付行為を行い、または行おうとする者に対しては、株主の皆様が大規模買付行為の是非について適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努めるほか、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適時適切な措置を講じてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 開示体制

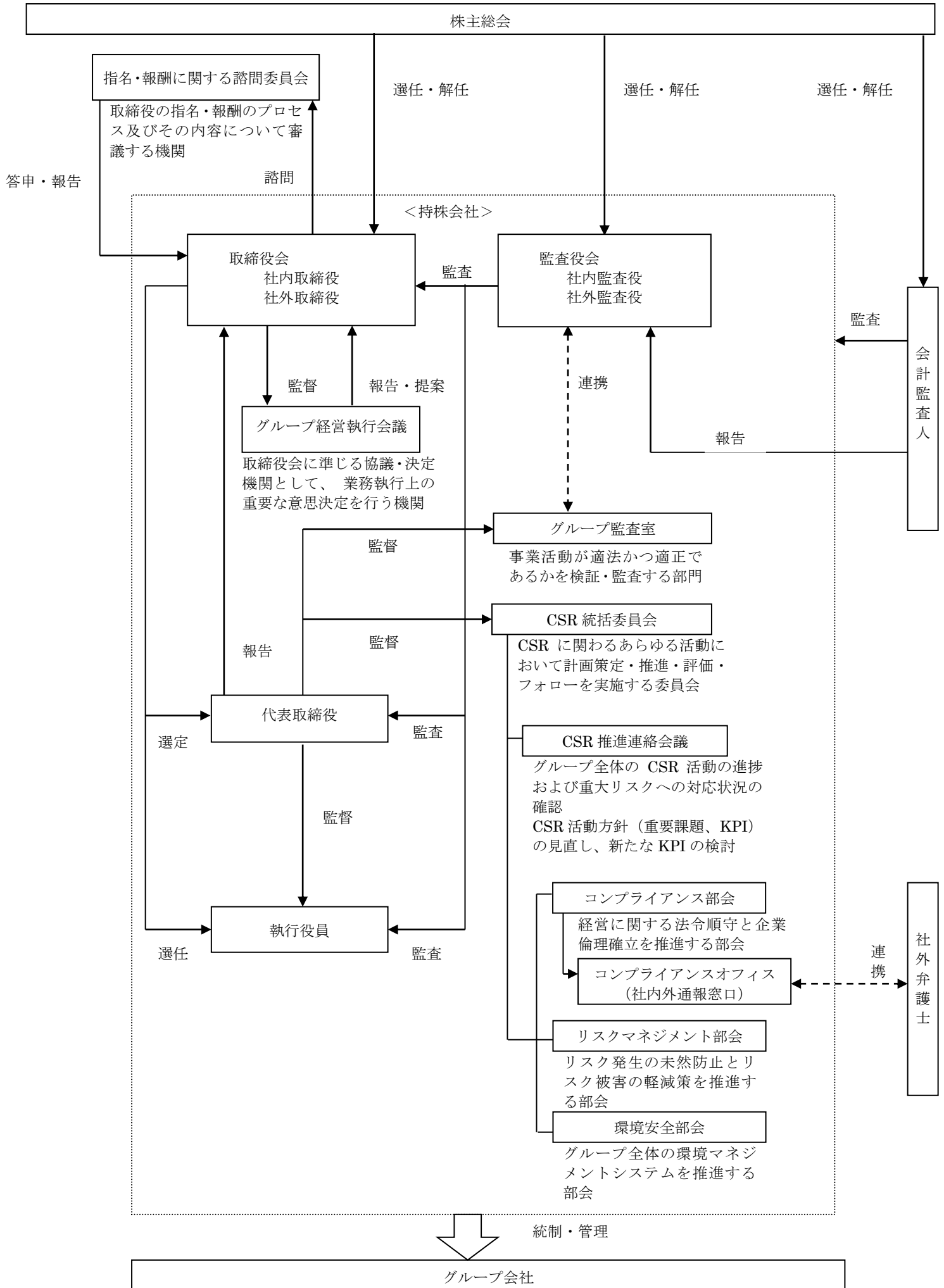
- (1) 決算関連情報は、グループ財務部長が作成した開示案を、担当取締役を通じて代表取締役社長に提出し、取締役会の承認を得て遅滞なく適時開示しております。
- (2) 上記(1)以外の会社情報(決定事実・発生事実)は、当社内規「会社情報の適時開示にかかるガイドライン」に基づき、グループ総務部長に集約されます。グループ総務部長は、関係部門と協議のうえ、開示の要否を判断し、適時開示を行なう場合は、取締役会の承認を得て遅滞なく適時開示しております。

2. 情報管理体制

情報保護管理規程、インサイダー取引防止管理規程などの情報管理にかかる諸規程を定め、会社情報の適正な管理・運用に努めております。

3. 監査体制

監査役・会計監査人による会社法上の監査及び監査法人による金融商品取引法上の監査のほか、社内監査部門による子会社を含む業務執行全般の監査を定期的を実施し、健全な業務執行の維持、向上に努めております。



【適時開示体制の模式図】

